

個人情報の第三者への提供にかかる「黙示の同意」について

個人情報保護法では、個人情報取扱事業者（当健康保険組合を含む）は、あらかじめ本人の同意を得ないで個人情報を第三者に提供してはならないとされています。

一方、厚生労働省の「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」では、被保険者等にとって利益となるもの、又は医療費通知など事業者側（健康保険組合等）の負担が膨大である上、明示的な同意を得ることが必ずしも被保険者等本人にとって合理的であるとは言えないものの利用の範囲についてホームページなどの掲載によりあきらかにすることで、被保険者等から特段明確な反対・留保の意思表示がない場合は、黙示による包括的な同意が得られたものとして取扱ってよいとされています。

したがって当健康保険組合では以下の事項についてその趣旨に該当するものといたしますので、同意されない場合は健康保険組合までご連絡ください。

1. 高額療養費を事業所経由で支給すること
2. 付加給付を事業所経由で支給すること
3. 医療費通知を世帯ごとにまとめて事業所経由で配布すること

お問合せ先

〒231-0027

神奈川県横浜市中区扇町1-2-1 横浜市管工事協同組合2階

神奈川県管工事業健康保険組合

電話 045-222-7543